

一般社団法人 日本ピアノ調律師協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ピアノ調律師協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 その他、理事会の決議によって、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽文化の発展の基盤となるピアノ（オルガンをはじめとする鍵盤楽器、以下同じ）の調律に関する技術の向上及び研究の促進につとめるとともに、ピアノの適切な管理保全についての啓蒙指導を行い、もってわが国音楽文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、研修会、講演会等の開催
- (2) ピアノの管理保全についての啓蒙指導
- (3) ピアノの調律及び関連技術の研究助成
- (4) ピアノの調律技能検定
- (5) 資料収集及び調査
- (6) 技術の国際交流
- (7) 会報及びピアノ調律等技術に関する出版物の刊行
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号ないし第5号、第7号及び第8号の事業は日本全国、前項第6号は本邦及び海外で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員及び種別)

第5条 この法人は、以下の種別の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 ピアノ調律職種技能検定試験に合格した上、この法人の目的に賛同し、会長に申し込みをし、理事会の承認を得て入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために会長に申し込みをし、理事会の承認を得て入会した個人又は法人

- (3) 特別会員 ピアノに関する歴史の伝承、及び技術の継承に資する者で、理事会の承認を得た者
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の承認を得た者
- 2 この法人の社員は、概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することは出来ない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、4 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、第 3 項の代議員選挙の各選挙区の次点・次々点候補者を、その順序にて、当該選挙区において選任された代議員の補欠の代議員として選任したものとみなす。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 第 7 項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することが出来る。
- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 10 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意が無ければ、免除することができない。

(支 部)

- 第6条 この法人は、この定款にある目的達成のため、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。
- 2 支部の設立及び解散は理事会決議に基づき行う。
- 3 支部は、その運営に関し、理事会の定める定款施行細則に従うものとする。

(会員の資格の取得)

- 第7条 この法人の正会員、賛助会員、特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第8条 この法人の正会員、賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除 名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第8条にある支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

- 第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会が付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会長は、総会の一週間前までに、代議員に対し、必要事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 3 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することが出来る。
- 4 前項の場合、会長は、請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議 長)

第16条 定時総会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者が当たるものとし、臨時総会においては、会議の都度、代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数の議決権を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することが出来る。この場合において、その議決権の数は前項の議決権の数に参入する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち、2名以上が前項の議事録に記名、押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、1名もしくは2名を副会長、3名以上5名以内を常務理事とする。
 - 4 会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
 - 5 副会長は法人法上の理事とし、理事会の決議によって、その全員もしくは1名を法人法上の業務執行理事として選任することができる。
 - 6 前項により選任された業務執行理事である副会長及び常務理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(顧問、相談役及び参与)

第21条 この法人に顧問(2名以内)、相談役(3名以内)及び参与(若干名)を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役はこの法人に対し特に功績のあった者、若しくは学識経験者の内から理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の会員の内から理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役及び参与は、この法人の運営に関し、理事会の諮問に答える。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選出する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 第20条5項により選任された業務執行理事である副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けた時には、予め理事会の決議により定められた順序で、代表権を伴わない職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して業務報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事、監事、顧問及び参与に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(定款施行細則)

第39条 この定款の施行細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人日本ピアノ調律師協会設立登記日前日の（社）日本ピアノ調律師協会会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員は一般社団法人日本ピアノ調律師協会正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とする。
- 3 この法人の初代会長は稲村晴光とする。
- 4 この法人の初代副会長は玉置青史、齊田 健とする。
- 5 この法人の初代業務執行理事は、庄司紘八、塩崎誉征、梅田 義、伊勢京太、江森 浩とする。
- 6 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 7 この定款施行時までに行われた代議員選挙により選ばれたこの法人の最初の代議員の任期は、第5条第6項にかかわらず、この定款施行時から平成26年4月に実施される代議員選挙終了の時までとする。なお、当該代議員はこの定款の施行時まで、この法人の代議員としての権利義務を何ら有しないものとする。
- 8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

施行日 平成24年12月10日

一部改訂 平成25年5月26日